

優良建設工事等表彰における令和6年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和5年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和6年度表彰における要件は次のとおりです。

各要件項目に該当する場合は、「広島県の調達情報」に掲載している申請様式に加え、実施状況等が確認できる書類を提出してください。

要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
0.5点	・表彰対象工事における簡易型ICT活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1点	・表彰対象工事におけるICT活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工
2点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用	—	・表彰対象工事における女性技術者による施工

※1 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5点→87点）

1 技術向上分野

○ICT活用工事または簡易型ICT活用工事の実施

（1）共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
 - ・本県が定めた「ICT活用工事試行要領」に基づく、全ての段階でICT施工技術を活用する「ICT活用工事」を実施した場合は1点、ICT施工技術を部分的に活用することができる「簡易型ICT活用工事」を実施した場合は0.5点加点する。
- なお、「ICT活用工事」「簡易型ICT活用工事」として費用を計上したかどうかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ I C T活用工事又は簡易型 I C T活用工事を実施したことが確認できる検査結果通知書
(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)
- ・ 工種の着手前の施工計画書該当ページ (写) (表紙、計画工程表、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画、起工測量に関する内容等) 及び工事打合せ簿 (写)
- ・ 実施状況が確認できる写真 (各段階で 2、3 枚程度)、データ抜粋等

○広島県建設分野の革新技術活用制度※の登録技術の活用

(1) 共通事項

- ・ 表彰対象工事において活用したもの。
- ・ 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を活用した場合、施工数量や施工金額を問わず、2 点加点する (複数の登録技術を活用した場合も最大 2 点)。
なお、広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を設計計上しているかは問わない。

(2) 提出書類

- ・ 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術を活用したことが確認できる検査結果通知書
(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり)
- ・ 施工計画書該当ページ (写) (表紙、指定機械、主要船舶・機械、施工方法、施工管理計画等) 及び工事打合せ簿 (写)
- ・ 実施状況が確認できる写真 (2、3 枚程度)、データ抜粋等

※広島県建設分野の革新技術活用制度：

令和 4 年 4 月 19 日付けで広島県長寿命化技術活用制度を広島県建設分野の革新技術活用制度に改正した。
革新技術活用制度の技術の登録は、令和 4 年 10 月から開始しており、それまでの期間は、広島県長寿命化技術活用制度の登録技術を加点対象とする。

2 地域維持分野

○地域維持業務の実施

(1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、昼夜問わず緊急対応が必要な広島県発注の地域維持業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務等）を履行した場合（履行期間に優良建設工事の引渡年度が含まれる）、表彰対象工事すべてを対象として1点加点する（複数工事が表彰対象の場合、それぞれの工事に加点する）。

(2) 提出書類

- ・最新の契約書（写）（表紙、業務内容が分かる内訳表等）
- ・実施状況が確認できる写真（2、3枚程度）

3 持続可能分野

○週休2日の完全実施または4週6休以上4週8休未満の実施

(1) 共通事項

ア 現場閉所による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、対象期間において、現場閉所日数が、4週8休相当以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）の場合は1点、4週6休以上4週8休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上28.5%未満）の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日モデル工事により設計変更したかどうかは問わない。

イ 各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）で従事する者は除く）（以下「技術者等」という。）の平均休日日数が、4週8休相当以上（休日率（技術者等の休日日数を対象期間で除した率）28.5%（8日／28日）以上）の場合は1点、4週6休以上4週8休未満（休日率21.4%（6日／28日）以上28.5%未満）の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。

(2) 提出書類

- ・4週8休相当以上又は4週6休以上4週8休未満を達成したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）

- ・（1）アの場合、工事着手までに発注者に提出した休日取得計画表及び工事打合せ（写）
- ・（1）アの場合、実績を記入した休日取得計画表及び工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施を発注者へ申し出を行った工事打合せ簿（写）
- ・（1）イの場合、実績を記入した休日取得状況表（週休2日交替制モデル工事様式）
- ・休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の写し

○建設キャリアアップシステムの活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、建設現場に建設キャリアアップシステムのカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理で「建設キャリアアップシステムの活用」をした場合に 0.5 点加点する。

(2) 提出書類

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者 I D 通知の写し等）
- ・カードリーダーの設置状況、使用状況が確認できる写真（2、3 枚程度）
- ・建設キャリアアップシステムから出力した帳票（表彰対象工事の作業員名簿、施工体制台帳等、システムを活用したことが分かる資料の中からいずれか 1 点）

○工事着手時 40 歳以下の技術者による施工

○女性技術者による施工

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点し、工事着手時 40 歳以下の技術者による施工をした場合は 1 点、女性技術者による施工をした場合は 2 点加点する（1 工事最大 3 点）。
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

(2) 提出書類

- ・各技術者を配置したことが確認できる検査結果通知書
（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類は次のとおり）
- ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し

①健康保険証

②マイナンバーカード

③パスポート

④その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等、公の機関が発行した書類）を添付すること。